



長野県報

4月24日(月)
平成18年
(2006年)
第1755号

目 次

告 示

基本測量の実施（県土活用支援チーム）	2
公共測量の実施（県土活用支援チーム）	2
公共測量の終了（2件）（県土活用支援チーム）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路チーム）	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路チーム）	2
地方自治法に基づく包括外部監査契約の締結（監査委員事務局）	3
長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）	3

公 告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（土地・景観チーム）	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（NPO推進チーム）	4
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（産業政策チーム）	4
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市計画チーム）	5
土地改良区役員の就退任の届出（5件）（水と土・郷づくりチーム）	5
土地改良区役員の就任の届出（水と土・郷づくりチーム）	7
一般競争入札（2件）（河川チーム）	7
道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査（東北信運転免許センター）	9

**長野県告示第250号**

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成18年4月24日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 作業種類 基本測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成18年5月9日から平成18年12月22日まで
- 3 作業地域 飯山市、木曽郡上松町、下高井郡木島平村、上水内郡信濃町、下水内郡栄村

国土活用支援チーム

長野県告示第251号

佐久市花園土地区画整理組合理事長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成18年4月24日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 作業種類 公共測量（基準点、平板測量）
- 2 作業期間 平成18年4月17日から平成18年12月28日まで
- 3 作業地域 佐久市大字岩村田東部の一部の区域

国土活用支援チーム

長野県告示第252号

安曇野市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成18年4月24日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間 平成17年5月23日から平成18年3月20日まで
- 3 作業地域 穂高町

国土活用支援チーム

長野県告示第253号

安曇野市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成18年4月24日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 作業種類 公共測量（地形図修正）
- 2 作業期間 平成17年8月22日から平成18年3月31日まで
- 3 作業地域 堀金村

国土活用支援チーム

長野県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年5月12日まで、長野県土木部道路チーム及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年4月24日

長野県知事 田 中 康 夫

- (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 152号
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡大鹿村大字大河原3414番の1地先から下伊那郡大鹿村大字大河原1002番の3地先まで	旧	5.5~8.6	0.5659
同上	新	5.5~8.6 9.0~21.2	0.5659 0.4748

- (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 赤石岳公園線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡大鹿村大字大河原3104番地先から下伊那郡大鹿村大字大河原4759番の43地先まで	旧	7.0~17.0	0.0250
同上	新	9.0~17.0	0.1618

道路チーム

長野県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年5月12日まで、長野県土木部道路チーム及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年4月24日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 路線名 152号
- 2 供用を開始する区間 下伊那郡大鹿村大字大河原3414番の1地先から下伊那郡大鹿村大字大河原1002番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成18年4月26日

道路チーム

長野県告示第256号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結しましたので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年4月24日

長野県知事 田中康夫

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成18年4月3日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

(1) 氏名 木下雅彦

(2) 住所 東京都世田谷区若林3丁目35番4号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に精算払。ただし、必要に応じ概算払を行う。

監査委員事務局

選告示第21号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

平成18年4月24日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別表第1の不在者投票のできる病院中

「川西赤十字病院 佐久市望月318」を

「川西赤十字病院 佐久市望月318」

依田窪病院組合立国民健康保険 小県郡長和町古町2857 に、
依田窪病院 」

「医療法人清泰会 滝沢病院 小県郡丸子町大字塩川3,057」
を

「医療法人清泰会 滝沢病院 上田市塩川3057-1」に、
「小県郡丸子町大字西内1,308」を「上田市鹿教湯温泉1308」に、

「小県郡丸子町大字西内1,774」を「上田市鹿教湯温泉1777」に、
「小県郡丸子町大字上丸子335-5」を「上田市上丸子335-5」に、

「長野県厚生農業協同組合連合会 小県郡丸子町大字西内1291
鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院分院」

依田窪病院組合立国民健康保険 小県郡長和町古町2857
依田窪病院 」

を

「長野県厚生農業協同組合連合会 上田市鹿教湯温泉1291
鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院分院 」

に、
「上田市緑ヶ丘1丁目27-21」を「上田市緑ヶ丘1丁目27-21」に、
「上田市中央西1-2-10」を「上田市中央西1丁目2-10」に、

「上田市大字保野710」を「上田市保野710」に、

「国立療養所東長野病院 長野市大字上野2丁目477」を
「独立行政法人国立病院機構東長野病院 長野市上野2丁目477」

に、

「長野市大字鶴賀南千歳町915-10」を

「長野市南千歳町1丁目14-2」に改め、同表の不在者投票のできる老人ホーム中

「佐久広域老人ホーム塩名田苑 佐久市塩名田542-1」を

「佐久広域老人ホーム塩名田苑 佐久市塩名田542-1」

特別養護老人ホーム ラポート 小県郡青木村大字田沢3402-1
あおき 」

に、

「小県郡丸子町大字塩川1001」を「上田市塩川1001」に、

「小県郡丸子町大字平井2543-1」を「上田市平井2543-1」に、

「小県郡真田町大字長7141-1」を「上田市真田町長7141-1」に、

「依田窪特別養護老人ホームともしび 小県郡武石村大字下武石776-1」

特別養護老人ホーム ラポート 小県郡青木村大字田沢3402-1
あおき 」

を

「依田窪特別養護老人ホームともしび 上田市下武石776-1」に、

「養護老人ホーム 報恩寮 上田市大字上田原1,050」を

「社会福祉法人敬老園 養護老人 上田市上田原1050
ホーム 報恩寮 」に、

「上田市大字別所温泉1828-2」を「上田市別所温泉1828-2」に、

「特別養護老人ホーム 室賀の里 上田市大字上室賀19」

特別養護老人ホームケアポート 東御市布下6-1
みまき

特別養護老人ホーム ちいさが 東御市称津351-1 を
たの家

介護老人福祉施設 フォーレスト 東御市常田2-1 」

「特別養護老人ホーム 室賀の里 上田市上室賀19」に、

「介護老人福祉施設 うえだ敬老園 上田市中央3-15-5」

ケアハウス うえだ敬老園 上田市中央3-15-5 を

特別養護老人ホームローマンうえだ 小県郡殿城神林250-1
えだ 」

「介護老人福祉施設 うえだ敬老園 上田市中央3丁目15-5」

ケアハウス うえだ敬老園 上田市中央3丁目15-5

特別養護老人ホームローマンうえだ 小県郡殿城250-1
えだ 」

特別養護老人ホームケアポート 東御市布下6-1 に、
みまき

特別養護老人ホーム ちいさが 東御市称津351-1
たの家

介護老人福祉施設 フォーレスト 東御市常田2-1 」

「社会福祉法人博愛会 特別養護老人ホーム 博愛の園 長野市浅川東条311-3」
を

ケアハウス フォンテーヌ 長野市浅川東条311-3」

「社会福祉法人博愛会 特別養護老人ホーム 博愛の園 長野市浅川東条295番地5
に

社会福祉法人博愛会 ケアハウス 長野市浅川東条295番地5
ス フォンテーヌ 」

改め、同表の不在者投票のできる身体障害者更生援護施設中
「社会福祉法人上田しいのみ園 上田市大字中之条801」

身体障害者療護施設 しいのみ 上田市大字下室賀2826 を
療護園 」

「社会福祉法人 上田しいのみ会 上田市中之条801
 身体障害者授産施設 上田しいのみ園 上田市下室賀2826 に改め、
 社会福祉法人 上田しいのみ会 上田市下室賀2826
 身体障害者療護施設 しいのみ療護園 」
 同表の不在者投票のできる介護老人保健施設中
 「長野県厚生農業協同組合連合会 佐久市臼田197 を
 佐久総合病院老人保健施設 」
 「長野県厚生農業協同組合連合会 佐久市臼田197
 佐久総合病院老人保健施設
 依田窪老人保健施設 小県郡長和町古町3365-5」
 に、
 「老人保健施設 ケアまるこ 小県郡丸子町上丸子331-13 を
 依田窪老人保健施設 小県郡長和町古町3365-5」
 「介護老人保健施設 ケアまるこ 上田市上丸子331-13」に、
 「上田市大字御所666」を「上田市御所666」に、
 「上田市大字住吉322」を「上田市住吉322」に、
 「介護老人保健施設 チェリーガーデン 上田市大字保野710」を
 「医療法人光仁会 介護老人保健 上田市保野710 」に改める。
 施設チェリーガーデン 」

選挙管理委員会



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成18年4月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画の種類及び名称

塩尻都市計画高度利用地区 塩尻市大門中央通り地区

2 縦覧場所

長野県企画局土地・景観チーム及び塩尻市役所

土地・景観チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年4月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成18年4月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人なかむら

3 代表者の氏名

小幡 礼子

4 主たる事務所の所在地

安曇野市穂高柏原1425番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、安曇野地域の住民に対して、介護・保育に関する事業を行い、よって福祉の増進に寄与することを目的とする。

N P O 推進チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年4月24日

長野県知事 田 中 康 夫